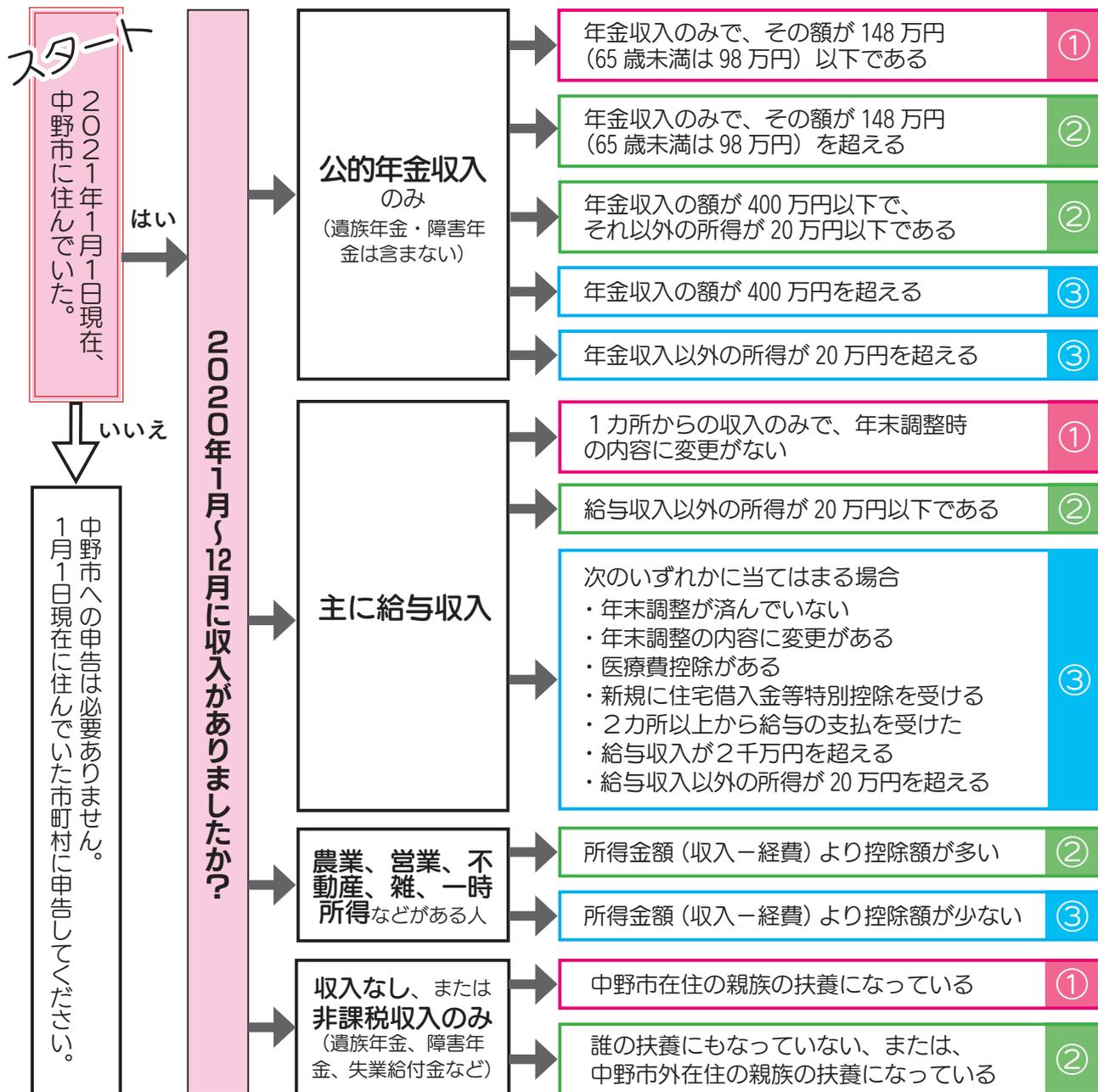


申告は必要？

フローチャートで確認しましょう！

※下記の表は簡易に申告の有無を判断するフローチャートです。
不明な点はお問い合わせください。



申告区分

①	市・県民税の申告、所得税の確定申告の必要はありません ※2021年度の市・県民税は給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます
②	市・県民税の申告をする必要があります ※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
③	所得税の確定申告をする必要があります 確定申告会場：信濃中野税務署 期日：3月15日(月)まで ※土・日・祝日は除く 受付時間：午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時から)
	入場整理券が必要です 混雑緩和のため、税務署での確定申告には入場整理券が必要となります。配付状況に応じて午後4時前であっても受付を終了することがあります。(詳しくは国税庁HPでご確認ください)



市・県民税の申告は市役所へ

問 市・県民税…税務課課税係 ☎ (22) 2 1 1 1 (内線225) 所得税など…信濃中野税務署 ☎ (22) 3 1 5 1

1 申告相談会

市・県民税は、個人の申告に基づき、2020年中の所得に対して、21年度に課税される税金です。右記の日程で申告相談を行いますので、**電話で予約いただいたうえ**お越しください。

※予約のない場合は受付できないことがあります。

予約専用電話

0269 (38) 1300



受付期間 3月12日(金)まで
(土・日・祝日を除く)
受付時間 午前8時30分～
午後5時15分

2/16日(火) ●中野 ●上今井	17日(水) ●日野 ●上今井	18日(木) ●延徳 ●豊津	19日(金) ●平野 ●豊津
22日(月) ●高丘 ●豊津	24日(水) ●長丘 ●永田	25日(木) ●平岡 ●永田	26日(金) ●科野 ●永田
3/1日(月) ●倭	2日(火) ●還付申告	3日(水) ●中野	4日(木) ●日野
8日(月) ●平野	9日(火) ●高丘	10日(水) ●長丘	11日(木) ●平岡
15日(月) ●倭	「利用者識別番号」による申告受付もありますので、ぜひご利用ください。		

【受付時間】 午前8時30分～午後4時 (相談の開始は午前9時から)

【相談会場】 中野会場 (●) : 市役所2階 多目的サロンホール
豊田会場 (●) : 豊田支所1階フロア

※3密など混雑を避けるため、予約指定日にお越しください。
※税務課窓口での相談はできません。相談会場にお越しください。
※午後4時前でも相談を終了する場合があります。

2 集計は事前に済ませてください

- ・営業、農業、不動産所得がある人で「**収支内訳書**」を提出する場合は、事前に集計をしてきてください。
 - ・「**医療費控除**」は医療を受けた人それぞれに医療機関、薬局ごとで集計してください。
- ※不明な点などがあり全部を記入できない場合でも、必ず上記の集計は済ませておいてください。

郵送でも提出できます

3月15日(月)までに、記入した「市・県民税申告書(電話番号を必ずご記入ください)」や「各種証明書」などを税務課あてに郵送してください。なお、市役所総合案内、豊田支所、北部公民館、西部公民館、永田窓口サービスステーションに設置してある投函箱で提出することもできます。

3密・
混雑回避



3 申告に必要なもの

- 市・県民税申告書
※2020年度に市・県民税の申告をした人などに送付しました。(申告書が届いた全ての人が申告義務があるとは限りません)
申告書は市役所税務課・豊田支所の窓口でも配布しています。
- 所得が明らかにできるもの (給与や公的年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書)
- 収入や必要経費を記入した収支内訳書 (営業・農業・不動産所得がある場合)
- マイナンバー (個人番号) 確認書類と本人確認書類 (運転免許証など)
- 社会保険料などの支払額が分かるもの (国民年金保険料、生命保険料控除証明書など)
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書など
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- 印鑑 (シャチハタ以外。認印も可)
- 申告者の金融機関口座が分かるもの (還付申告の場合)
- 利用者識別番号の分かるもの (確定申告の場合のみ)